

ID: 193

担当部署: 産業課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	道の駅たかねざわ元気あつぷむらの設置及び管理に関する条例 第9条第1項 (第16条及び指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和元年条例第16号		
【基準】			
第9条の規定による。 (利用許可の取消し等)			
第9条 町長は、施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を中止若しくは変更させ、又は利用許可を取り消すことができる。			
(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。			
(2) 前条各号に該当したとき。			
(3) 利用許可の条件に違反したとき。			
(4) 偽りその他不正の行為により利用許可を受けたとき。			
(5) 町規則で定める事項に該当したとき。			
2 前項の取消し等により、利用者がいかなる損害を受けることがあっても、町はその責を負わない。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日